

令和7年度 あきる野市国民健康保険税について

1 納付金の推移

令和元年度以降の推移は以下のとおりである。

(千円)

区分	東京都全体			あきる野市		
	納付金	前年度比		納付金	前年度比	
元年度	439,163,747	▲14,684,771	▲3.2%	2,480,303	▲83,183	▲3.2%
2年度	429,246,864	▲9,916,883	▲2.3%	2,432,856	▲47,447	▲1.9%
3年度	417,610,600	▲11,636,264	▲2.7%	2,463,299	30,443	1.3%
4年度	434,565,261	16,954,661	4.1%	2,615,523	152,224	6.2%
5年度	459,147,597	24,582,336	5.6%	2,697,629	82,106	3.1%
6年度	462,083,380	2,935,783	0.6%	2,564,242	▲133,387	▲4.9%
7年度 (仮係数)	436,068,348	▲26,015,032	▲5.6%	2,460,484	▲103,758	▲4.0%
7年度 (確定)	434,076,168	▲28,007,212 (▲1,992,180)	▲6.0% (▲0.5%)	2,449,242	▲115,000 (▲11,242)	▲4.5% (▲0.5%)

()内は7年度仮係数と確定係数との比較

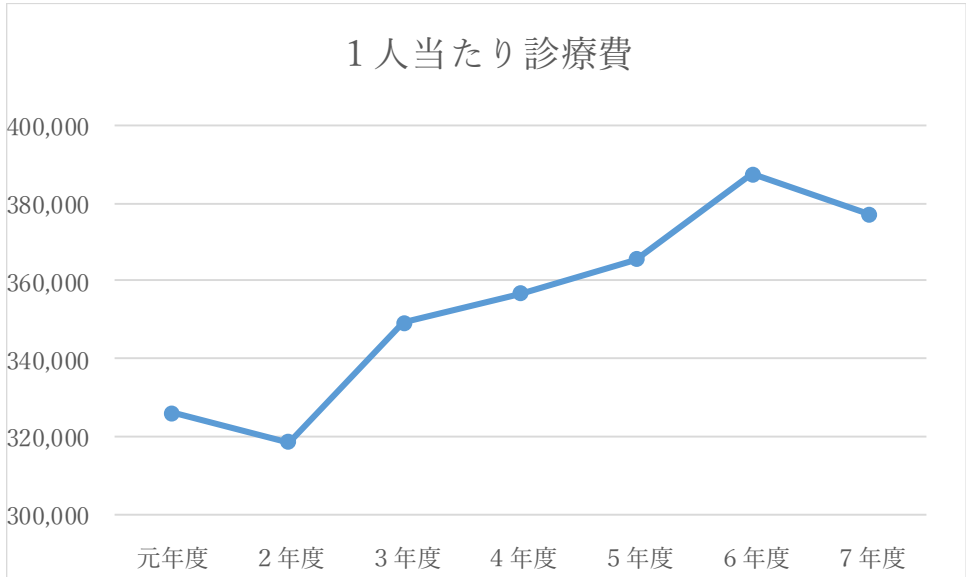
2 令和7年度納付金

(1) 一人当たり診療費の推移

増加傾向が続いており、令和元年度を100とした場合の指数は、令和6年度が118.8、令和7年度は115.7と推計されている。

(円)

区 分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 (推計)	7年度 (推計)
診療費	326,037	318,554	349,254	356,801	365,469	387,289	377,135
指 数	100.0	97.7	107.1	109.4	112.1	118.8	115.7

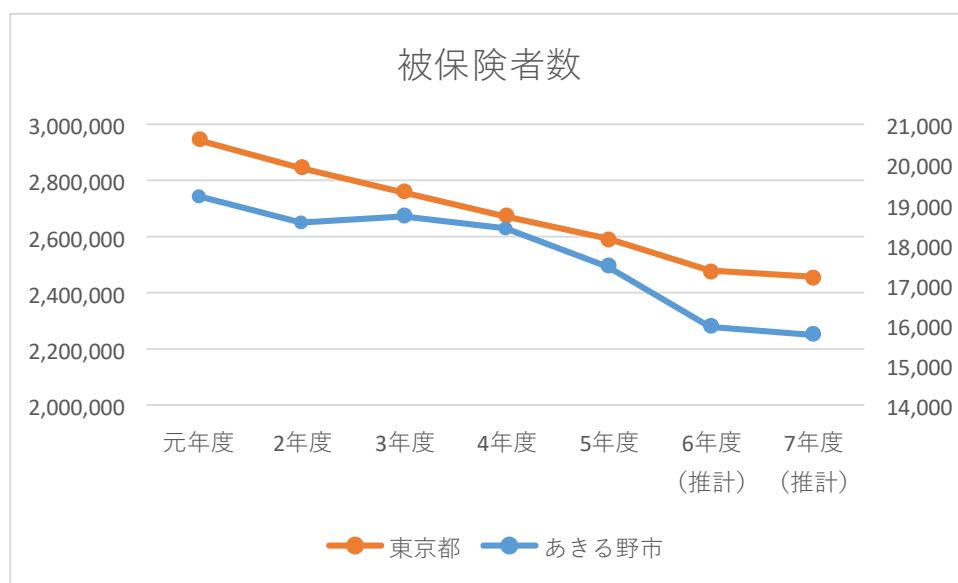


(2) 被保険者数の推移

東京都全体で被保険者数の減少が続いており、あきる野市も同様である。

(人)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
あきる野市	19,194	18,548	18,710	18,406	17,462	15,960	15,764
東京都	2,945,199	2,845,364	2,759,650	2,673,698	2,592,590	2,476,326	2,454,296



(3) 医療費水準の統一

東京都は、保険料水準の完全統一に向けて、令和6年度から令和12年度までの6年間で、医療費水準 α の納付金ベースでの統一を目指すこととしている。令和7年度の納付金については、 $\alpha=0.66$ となっている。

事項	年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12~
【参考】都運営方針		●改定			●中間見直し			●改定	次期運営方針
保険料水準の平準化									納付金ベースにおける統一
●医療費指数反映係数(α)		$\alpha=1$	0.83	0.66	0.5	0.33	0.16	0	0
$\alpha=1 \Rightarrow \alpha=0$		医療費水準を反映	α を段階的に引き下げ						医療費水準を反映しない
				○影響の検証					

○令和 7 年度国民健康保険特別会計の財源不足額について

令和 7 年度納付金の算定結果に基づき、令和 7 年度の国民健康保険特別会計予算を試算したところ、624,676 千円の財源不足が見込まれる。

【令和 7 年度当初予算見込み】 (千円)

歳入		歳出	
国民健康保険税	1,480,548	総務費	39,178
国庫補助金	1	保険給付費	5,590,774
都支出金	5,696,504	国民健康保険事業費納付金	2,449,242
財産収入	1	保健事業費	129,535
繰入金	408,384	基金積立金	1
繰越金	1	諸支出金	11,390
諸収入	11,005	予備費	1,000
計	7,596,444	計	8,221,120

財源不足額	624,676
-------	---------

○財源不足の解消案

(1) 国民健康保険基金の活用

国民健康保険基金は、国民健康保険事業の運営に要する費用に不足が生じたときの財源として活用するため設置しており、税率の上昇を抑制するための財源としても活用している。

【国民健康保険基金】 (円)

区 分	(歳入) 繰入金	(歳出) 積立金	(年度末) 残高
30 年度	0	149,090,000	669,412,277
元年度	176,945,000	78,113,000	570,580,277
2 年度	224,375,000	24,018,000	370,223,277
3 年度	267,522,000	127,064,000	229,765,277
4 年度	150,000,000	93,302,000	173,067,277
5 年度	133,000,000	71,875,000	111,942,277
6 年度 (見込)	100,030,000	61,348,000	73,260,277

(2) 国民健康保険税の改正

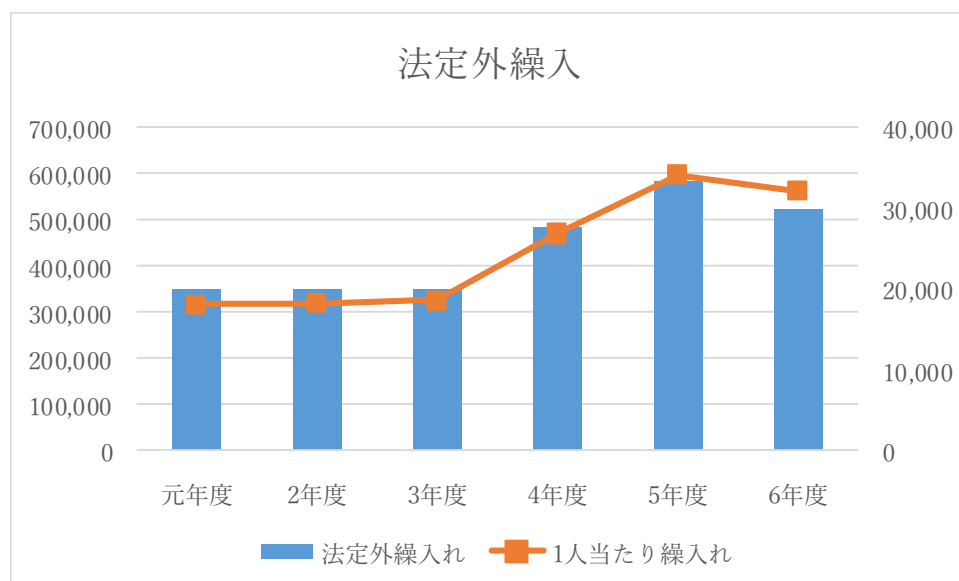
一般会計からの法定外繰入を依頼するとともに、国民健康保険基金の活用及び国民健康保険税の税率改正で解消する試算を行った。

区分		5 年度	6 年度 (決算見込)	7 年度
財源不足額		816,557 (+53,713)	624,030 (▲192,527)	624,676 (+646)
解 消 策	国民健康保険基金 繰入金 (基金取崩し)	133,000 (▲17,000)	100,030 (▲32,970)	13,260 (▲86,770)
	一般会計繰入金 (法定外繰入れ)	583,223 (+101,223)	524,000 (▲59,223)	485,000 (▲39,000)
	国民健康保険税 税率改正 (税率平均改定率)	+100,334 (+6.6%)	+ 0 (0.0%)	+126,416 (+8.9%)

(3) 一般会計からの法定外繰入れ

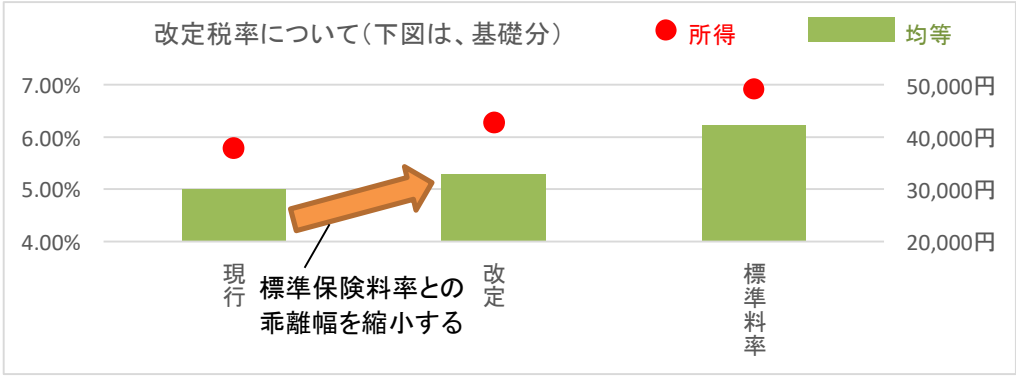
(千円、人、円)

区分	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
法定外繰入れ	350,000	350,000	350,000	482,000	583,226	524,000
被保険者数	19,339	19,101	18,785	17,949	17,059	16,286
1 人当たり繰入れ	18,098	18,324	18,632	26,853	34,189	32,175



1 税率

区 分			現 行	改 定	増 減	(参考) 標準保険料率 R7.11に提示された確定係数
基礎課税額 (医療費給付費分)	応能割	所得割額	5.79%	6.28%	0.49%	6.92%
	応益割	均等割額	30,000円	33,000円	3,000円	42,327円
後期高齢者支援金等 課税額	応能割	所得割額	2.08%	2.37%	0.29%	2.86%
	応益割	均等割額	11,400円	12,300円	900円	17,252円
介護納付金課税額	応能割	所得割額	1.97%	2.23%	0.26%	2.34%
	応益割	均等割額	13,500円	14,700円	1,200円	17,026円



2 税額(調定額、収入額)

区 分		現 行	改 定	増 減
基礎課税額 (医療費給付費分)	応能割	645,597,451	691,921,183	46,323,732
	応益割	347,218,754	380,366,044	33,147,290
後期高齢者支援金等 課税額	応能割	231,924,473	262,057,870	30,133,397
	応益割	131,943,126	141,460,156	9,517,030
介護納付金課税額	応能割	96,144,468	106,690,227	10,545,759
	応益割	54,680,209	59,406,860	4,726,651
合 計	応能割	973,666,392	1,060,669,280	87,002,888
	応益割	533,842,089	581,233,060	47,390,971
	計	1,507,508,481	1,641,902,340	134,393,859
1人当たりの保険税調定額		97,127	105,786	平均改定率8.91%
徴収率を乗じた後の額(収入額)		1,418,429,000	1,544,861,546	126,432,546

【モデル世帯比較】

税率・案

諮問 資料 2 - 2

(税額はそれぞれの計算過程で100円未満切捨て)

※1 総所得は、給与・年金収入から所得計算後の合計額

※2 課税所得は、所得割の算定基礎額(総所得－各人の基礎控除(43万円))

改 定 前

改 定 後

増 減

パターン①

25歳 1人世帯

	給与収入	総所得※1	課税所得※2	所得割	均等割	計	所得割	均等割	計	(円) 増減額	(%) 増減率
7割軽減	980,000	430,000	0	0	12,400	12,400	0	13,500	13,500	1,100	8.87
5割軽減	1,265,000	715,000	285,000	22,400	20,700	43,100	24,600	22,600	47,200	4,100	9.51
2割軽減	1,500,000	950,000	520,000	40,900	33,100	74,000	44,900	36,200	81,100	7,100	9.59
軽減なし	2,400,000	1,600,000	1,170,000	92,000	41,400	133,400	101,100	45,300	146,400	13,000	9.75
	3,000,000	2,020,000	1,590,000	125,000	41,400	166,400	137,400	45,300	182,700	16,300	9.80
	4,000,000	2,760,000	2,330,000	183,300	41,400	224,700	201,500	45,300	246,800	22,100	9.84

パターン②

70歳夫婦のみ 2人世帯(夫の年金収入と、妻の年金収入70万円)

	世帯年金収入	総所得※1	課税所得※2	所得割	均等割	計	所得割	均等割	計	(円) 増減額	(%) 増減率
7割軽減	2,230,000	430,000	0	0	24,800	24,800	0	27,100	27,100	2,300	9.27
5割軽減	2,800,000	1,000,000	570,000	44,800	41,400	86,200	49,200	45,300	94,500	8,300	9.63
2割軽減	3,320,000	1,520,000	1,090,000	85,800	66,200	152,000	94,300	72,400	166,700	14,700	9.67
軽減なし	4,000,000	2,200,000	1,770,000	139,200	82,800	222,000	153,000	90,600	243,600	21,600	9.73
	5,000,000	2,970,000	2,540,000	199,800	82,800	282,600	219,600	90,600	310,200	27,600	9.77
	6,000,000	3,820,000	3,390,000	266,700	82,800	349,500	293,100	90,600	383,700	34,200	9.79

妻の収入はいずれも70万円として計算

パターン③

30代夫婦 + 子 1人 3人世帯(夫婦同額で給与収入あり、子は未就学児)

	世帯給与収入	総所得※1	課税所得※2	所得割	均等割	計	所得割	均等割	計	(円) 増減額	(%) 増減率
7割軽減	1,630,000	530,000	0	0	30,900	30,900	0	33,800	33,800	2,900	9.39
5割軽減	2,485,000	1,385,000	525,000	41,200	51,700	92,900	45,300	56,500	101,800	8,900	9.58
2割軽減	3,190,000	2,090,000	1,230,000	96,800	82,700	179,500	106,300	90,500	196,800	17,300	9.64
軽減なし	5,000,000	3,340,000	2,480,000	195,000	103,500	298,500	214,400	113,200	327,600	29,100	9.75
	7,000,000	4,740,000	3,880,000	305,300	103,500	408,800	335,500	113,200	448,700	39,900	9.76
	9,000,000	6,320,000	5,460,000	429,600	103,500	533,100	472,200	113,200	585,400	52,300	9.81

未就学児の均等割軽減を適用して計算

パターン④

40代夫婦 + 子 2人 4人世帯(夫婦同額で給与収入あり、子はともに小学生)

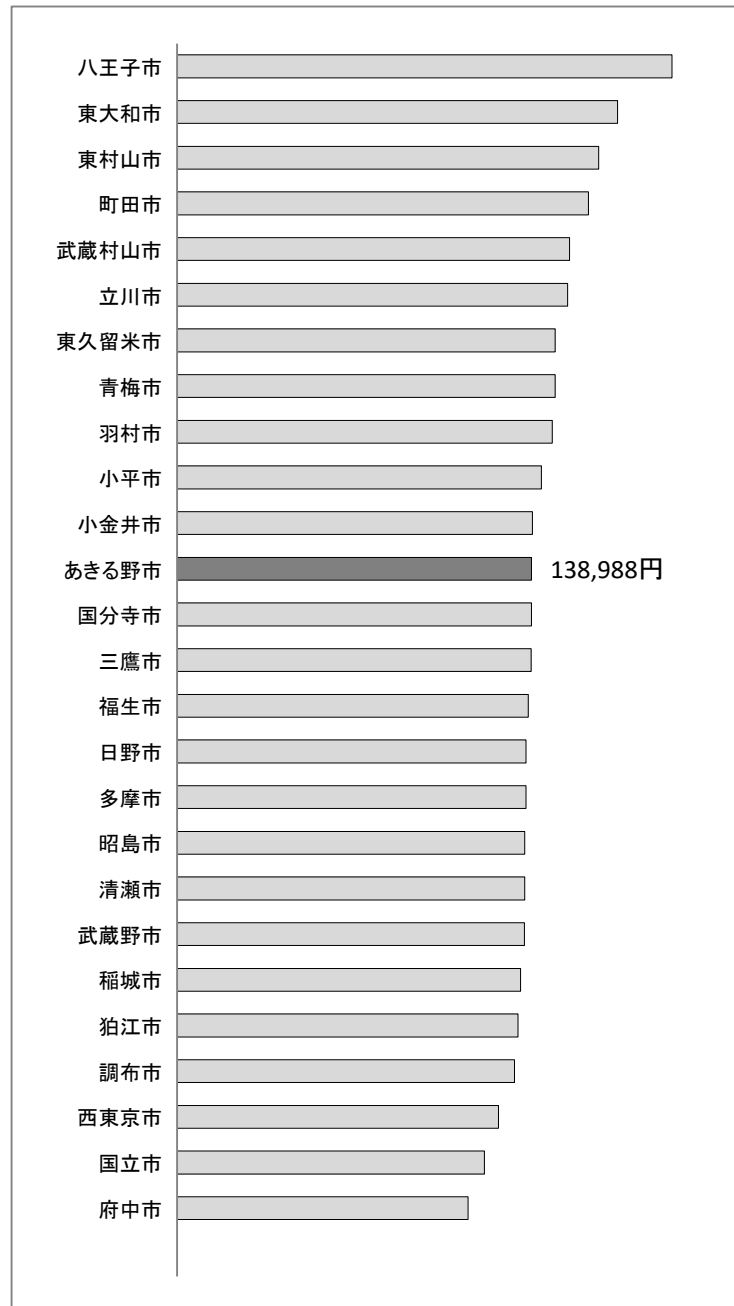
	世帯給与収入	総所得※1	課税所得※2	所得割	均等割	計	所得割	均等割	計	(円) 増減額	(%) 増減率
7割軽減	1,630,000	530,000	0	0	51,400	51,400	0	56,200	56,200	4,800	9.34
5割軽減	2,770,000	1,670,000	810,000	79,500	85,900	165,400	87,900	93,900	181,800	16,400	9.92
2割軽減	3,800,000	2,500,000	1,640,000	161,300	137,400	298,700	178,300	150,200	328,500	29,800	9.98
軽減なし	5,000,000	3,340,000	2,480,000	243,800	171,900	415,700	269,700	187,900	457,600	41,900	10.08
	7,000,000	4,740,000	3,880,000	381,700	171,900	553,600	422,000	187,900	609,900	56,300	10.17
	9,000,000	6,320,000	5,460,000	537,100	171,900	709,000	593,900	187,900	781,800	72,800	10.27

※増減率は平均改定率とは異なります

■ 26市 年税額の比較

* 35才 1人世帯 課税所得1,240,000円 軽減なし

順位	区 分	被保険者数	R06 年税額
1	八 王 子 市	112,757人	194,044円
2	東 大 和 市	16,507人	172,756円
3	東 村 山 市	29,780人	165,280円
4	町 田 市	79,664人	161,292円
5	武 蔵 村 山 市	14,985人	153,844円
6	立 川 市	34,587人	153,168円
7	東 久 留 米 市	22,809人	148,176円
8	青 梅 市	27,883人	148,168円
9	羽 村 市	10,835人	147,124円
10	小 平 市	35,635人	142,820円
11	小 金 井 市	21,049人	139,316円
12	あ き る 野 市	17,059人	138,988円
13	国 分 寺 市	22,016人	138,952円
14	三 鷹 市	34,752人	138,760円
15	福 生 市	13,535人	137,636円
16	日 野 市	32,202人	136,800円
17	多 摩 市	28,909人	136,780円
18	昭 島 市	22,063人	136,340円
19	清 瀬 市	14,744人	136,332円
20	武 蔵 野 市	26,535人	136,168円
21	稲 城 市	15,407人	134,640円
22	狛 江 市	15,505人	133,688円
23	調 布 市	42,406人	132,300円
24	西 東 京 市	38,348人	126,016円
25	国 立 市	14,561人	120,520円
26	府 中 市	47,350人	114,116円



※被保険者数は令和5年度決算(年度平均)

※年税額は令和6年度税率

諮問に対する第2回あきる野市国民健康保険運営協議会での主な意見

- 1 基金繰入れに関しては全額入れずに5,000万円残すというのを推したいところなのですが、税率改正を令和6年度は1回休みにして、また次が来るということですが、平均改定率8.2%の案、この辺でいいのかと思っていますけれども、年金生活者からすると、結構、最近、この保険税は大きいなと思いながらいるのです。年齢が上がっていけばいくほど、年金の生活にも頼らざるを得ない部分があるのですけれども、ある程度保険料を払ったとしても、このくらいの負担をしてかないといけないのかなという実感を持っております。
- 2 今、国でも見直されている103万円の壁があります。あれは、かなり働く人が多くなって、今度は国保から健保、厚生年金のほうに移る人がかなり増えてくるような感じがします。そうすると被保険者数は、来年度以降、もっと急激に変わってくるのではないかとと思うので、被保険者数の見込みというのはもうちょっと厳しめに見ていかないといけないということはないのでしょうか。
- 3 これまでの推移を見ますと、令和4年度に平均改定率9.35%、令和5年度に6.64%の改定をして、令和6年度は保険税を上げなかった、その代償として基金1億円を繰り入れたということになって、今回の3つの案を見たときに、基金を繰入金に全部使うというのはやはりいかがなものかなと思います。
103万円の壁が変わって、年収が130万円に増えると、社会保険にどんどん入っていくということになると、加入者がもっと減っていく、イコール税収がさらに減っていく。医療費は横ばいだとしても結局上がってしまうということで、令和8年度のために繰入金等々は残しておいたほうがいいのかと思います。
- 4 令和7年度だけで見れば、平均改定率9.8%というのはやむを得ないかもしれないですけれども、基金をちょっとだけ崩して、9以下になるような感じで、まずはやむなしと思います。けれども、被保険者が社会保険に移動して減ってしまうということも考えますと、基金は温存しておいたほうがいいのかと思いますので、5,000万円残すというのはいいのではないのでしょうかと思います。
- 5 基本的には健保のほうはある程度保たれるけれども、低収入とか、あとは年齢が高い人とか、そういった人たちが国保の中にぐっと凝縮されているので、非常に弱い部分だけが残っていて、これを市とその被保険者だけで持てという基本的な考え方自体が、最初に基金を6億円とかつくてやっているのにもかかわらず、基金が減って、もともと足りないのだという発想を市のほうではぜひ国とか都に伝えてほしいなと思います。
- 6 弱いところだけにしわ寄せが来ているので、今後、先々もどんどん国保のほうは細っていくと思います。細っていくところに、弱い人たちにその負担を預けるといえるのはいかがなものかなと思うので、その辺は基本的な考え方をもうちょっと、市の方もかなり苦労はされていると思いますけれども、そういう意見があるということを国にぜひ伝えてほしいなと思います。

- 7 国民健康保険の構成というのは、社会保険に入っていない方、つまり130万円以下とか106万円以下の人と、それから5人以下の個人事業主の方だけが構成員ということになりますと、どんどん厳しい状況になっていってしまう。逆に、社会保険の130万円を178万円ぐらいに上げてくれれば保険税は増えるのでしょうけれども、それはあり得ないでしょうから、基本的には国民健康保険を国民、市民で維持するということ自体がもう限界なのではないかなということで、その辺の基本的な考えをもうちょっと国のほうに訴えて、維持しやすい形にしてほしいなという意見を言ってほしいと思います。
- 8 例えば案にある平均改定率8.2%の場合の税率で、あきる野市の平均的な家庭における負担増の試算をして、それが市民の方のコンセンサス、同意が得られるかというところの問題だと思うのです。それがなかなか厳しいというのであれば、4.8%の案の方に偏らなければいけないし、納税する人たちの意識も、危機感を持つてのものであれば9.8%の案に近くということになると思うのですが、その辺は、次回また試算とかの数字が出てくると思うので、それを見て決めたいと思っております。
- 9 毎回、基金がパンクしそうだという話を聞かされていると、やはり平均改定率9.8%の案に近いところで市民の方に納得していただくのがいいのだろうけれども、9.8%というのはどの辺の落としどころになっているかというのは、私たちからするとよく理解できないところなので、その辺を検討していただいて、決めていただきたいと思います。